

## 議第29号

### 滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例および滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例および滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(滋賀県附属機関設置条例の一部改正)

第1条 滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の項中「滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に、「総合政策部の」を「県民生活部の」に、「11人」を「14人」に改める。

(滋賀県附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 前条の規定による改正前の滋賀県附属機関設置条例別表第1項の表に掲げる滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会は、同条の規定による改正後の滋賀県附属機関設置条例別表第1項の表に掲げる滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

(滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第6第1項の表注中「滋賀県部等設置条例」を「滋賀県部制条例」に、「知事直轄組織および部ならびに」を「部および」に改める。

(滋賀県国土利用計画審議会条例および滋賀県土地利用審査会条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「滋賀県総合政策部」を「滋賀県県民生活部」に改める。

(1) 滋賀県国土利用計画審議会条例(昭和49年滋賀県条例第47号)第6条

(2) 滋賀県土地利用審査会条例(昭和49年滋賀県条例第48号)第6条

(滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

(1) 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例(平成9年滋賀県条例第42

号) 第10条第3項

(2) 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）  
第10条第3項

(3) 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和63年滋賀県条例第26号）  
第12条第3項

（滋賀県スポーツ推進審議会条例の一部改正）

第6条 滋賀県スポーツ推進審議会条例（昭和37年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に、「知事」を「教育委員会」に改める。

第7条中「滋賀県教育委員会事務局」を「滋賀県県民生活部」に改める。

（滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部改正）

第7条 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事または教育委員会（以下「知事等」という。）」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則または教育委員会規則（以下「規則等」という。）」に、「教育委員会に」を「知事等に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事等」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事等」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事等は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則等」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事等」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事等が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事等」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則等」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 知事等は、宿泊研修館以外の施設に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会の、宿泊研修館に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事等」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則等」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（知事等の権限）

第15条 この条例に定める知事等の権限は、次の各号の事項の区分に応じ、当該各号に定める知事等がこれを行行使するものとする。

(1) 宿泊研修館以外の施設に関する事項 知事

(2) 宿泊研修館に関する事項 教育委員会

(滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第8条 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第9条 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規

定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第10条 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第11条 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部改正）

第12条 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部改正）

第13条 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部改正）

第14条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部改正）

第15条 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部改正）

第16条 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部改正)

第17条 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第2項および第3項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「知事」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第7号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第9条第1項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第3項中「教育委員会は」を「知事は」に、「滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会」を「滋賀県県民生活部指定管理者選定委員会」に改める。

第11条、第12条第2項、第13条ならびに第14条第1項、第3項、第5項ただし書および第6項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(滋賀県防災会議条例等の一部改正)

第18条 次に掲げる条例の規定中「知事直轄組織」を「滋賀県総合政策部」に改める。

(1) 滋賀県防災会議条例（昭和37年滋賀県条例第37号）第6条

(2) 滋賀県国民保護協議会条例（平成17年滋賀県条例第3号）第7条

(3) 滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例（平成17年滋賀県条例第4号）第6条

(滋賀県災害対策本部条例の一部改正)

第19条 滋賀県災害対策本部条例（昭和37年滋賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「滋賀県部等設置条例」を「滋賀県部制条例」に改める。

第5条中「知事直轄組織」を「滋賀県総合政策部」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。